

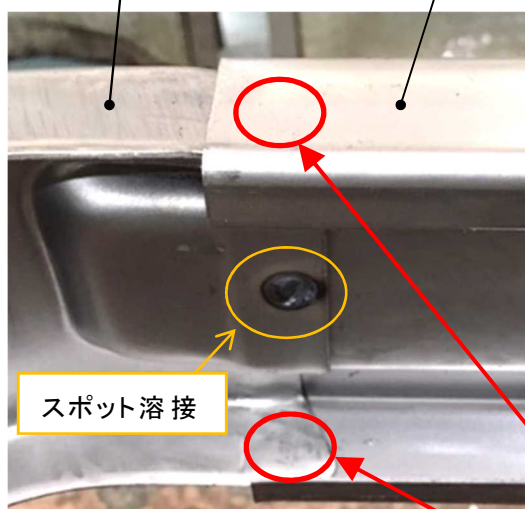
改善箇所説明図



コーナーサイドガード

サイドガードバー

サイドガード
(車体の両側に装着)



スポット溶接

サイドガードステー

サイドガードバー

コーナーサイドガード
(サイドガードバーの両端部に装着)

良品は3カ所にスポット溶接がされるが、不良品は2カ所が未実施。(写真はサイドガード裏側)

基準不適合発生箇所

小型トラックにおいて、サイドガードの製造が不適切なため、コーナーサイドガードとサイドガードバーを結合しているスポット溶接数が不足しているものがある。そのため、そのままの状態で使用を続けると、コーナーサイドガードがサイドガードバーから脱落するおそれがある。

改善措置の内容

全車両、サイドガードを点検し、不良品が装着されていた場合は良品に交換する。

注 : は交換する部品を示す。

識別 : 作業完了車には、助手席リヤドアピラー스트ライカー付近に「LT183」の文字が記載された白黄色のシールを貼付ける。